

申告相談

この申告は、令和8年度の町民税・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料及び各種証明の資料となる大変重要な手続きです。

申告がない場合は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の軽減や国民年金保険料の免除が受けられません。また、収入がなかった方(給与所得者の扶養になっている方など)も申告をしないと、非課税証明等の証明書が発行できない場合がありますのでご注意ください。

◆ 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、七ヶ宿町に住民登録している方。

ただし、**税務署に確定申告書を提出する方、年金所得のみで所得税の源泉徴収がされている方、給与所得のみの方で、勤務先で年末調整がお済みの方、農業所得自家消費のみの方などは申告の必要はありません。(詳しくは、別に配布した「令和8年度申告フローチャート」をご確認ください)**

※先物取引所得、投資信託所得、建物の譲渡所得、雑損控除、住宅ローン控除(1年目)、青色申告をする方は大河原税務署またはe-Taxで申告してください。大変混みあいますので2月中の申告相談をお勧めします。

(大河原税務署で申告する場合は、整理券が必要です。LINEでの事前発行も可能です)

●国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

●e-Taxでの申告 書かない確定申告



▲国税庁公式LINE



▲e-Taxでの申告

◆ 申告相談に必要なもの

- ①税務署から届いた「確定申告のお知らせハガキ」(送付された方のみ)
- ②マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード又は、マイナンバー記載の住民票等)
※家族の申告を行う場合は、家族のマイナンバーカード(数字4桁のパスワードを確認します)
- ③本人確認ができるもの(顔写真付きのものは1点、顔写真付でない場合は公的医療保険証(資格確認書)等2点)
- ④還付金振込用口座の通帳又はキャッシュカード等(申告者本人名義のもの)
- ⑤令和7年分源泉徴収票(給与、年金、配当) ※源泉徴収票がない場合は給与明細など
- ⑥農業、営業、不動産所得…「収支内訳書」又は収支を項目ごとに整理した帳簿等。資料として収入額が分かるもの、**必要経費の領収書(種類ごとにまとめて)**
※販売なしの農業の方は申告の必要はありません。個人で事業を行っている全ての方は、帳簿の作成と法律に定める期間の保存が義務づけられています。
- ⑦土地の譲渡(分離譲渡所得)…契約書、その収入や必要経費の分かるもの
- ⑧満期保険金、山林(一時所得)…その収入や必要経費が分かる通知など
- ⑨社会保険料控除…国民年金などの領収書、控除証明書
- ⑩生命保険料、地震保険料控除…各種保険の控除証明書

⑪寄付金控除…寄付金受領証明書

⑫医療費控除…マイナポータルからダウンロードした「医療費通知情報」、医療保険者からの「医療費通知書」、高額療養費や保険の給付金など補てんされた金額が分かるもの
※2月9日より令和7年1月から12月まで1年分の医療費通知情報がマイナポータルよりダウンロード可能になります。

※特別養護老人ホームに支払った費用は、自己負担額の2分の1が医療費控除の対象です。
原則として領収書に対象額(2分の1後の金額)が記載されているものです。

※認知症高齢者グループホームの自己負担額は医療費控除の対象とはなりません。

※介護が必要な方のおむつ代は、医師が発行する「おむつ使用証明書」、2年目以降は町長が交付する「おむつ使用の確認書等」がある方のみ医療費控除の対象です。

※「収支内訳書」「医療費控除の明細書」は国税庁のホームページからダウンロードできます。

※所得税の確定申告は、パソコン、タブレット、スマートフォンなどをを利用して、国税庁ホームページから申告書を作成することができます。自宅で申告できますのでご利用ください。

マイナポータルアプリの
ダウンロードはこちらから⇒



◀ iPhone



◀ Android

◆ お願い

●申告会場へお越しの際は、収支内訳書、帳簿、明細書の作成はご自宅で済ませてからお越しください。

※医療費は受付でマイナポータルで集計します。マイナンバーカードをお持ち下さい。(家族分の医療費がある場合は家族のマイナンバーカード)

●2月27日(金)、3月1日(日)、16日(月)は事前予約の方のみとなります。電話にてご連絡ください。

●自分の班がわからない方は、地区内のいずれの日程に受付されてもかまいません。

町・県民税 申告相談 の日程

●受付場所 町民ホール

●相談場所 町民税務課(役場1階)

●受付時間 【午前9時～11時】【午後1時～4時】

月日(曜日)	対象地区等
2月16日(月)	矢立・関上4、5班
2月17日(火)	関上1、2班
2月18日(水)	関上3、6、7班
2月19日(木)	関下1、2、3、4班
2月20日(金)	関下5、6、7班
2月24日(火)	瀬見原1、2、6、7班
2月25日(水)	瀬見原3、4、5班
2月26日(木)	長老・大原
2月27日(金)	◎日程の都合がつかない方 ※予約の方のみ
3月 1日(日)	◎日程の都合がつかない方 ※予約の方のみ

月日(曜日)	対象地区等
3月 2日(月)	横川
3月 3日(火)	滑塚・境沢
3月 4日(水)	滑津
3月 5日(木)	峠田上組
3月 6日(金)	◎日程の都合がつかない方
3月 9日(月)	受付相談休止日
3月10日(火)	峠田下組
3月11日(水)	湯原東町・田中
3月12日(木)	湯原荒町・仲町
3月13日(金)	干蒲・稻子
3月16日(月)	◎日程の都合がつかない方 ※予約の方のみ

●お問い合わせ 町民税務課 ☎ 37-2193